

No.53号

社教連会報

発行 社団法人 全国社会教育委員連合

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1
虎ノ門10森ビル TEL 03-3580-0608

「社会教育の魅力」

社団法人全国社会教育委員連合会長

大橋 謙 策



大橋 謙策（おおはし けんさく）
昭和18年東京都生まれ
日本社会事業大学教授
日本社会福祉学会会長
東京都生涯学習審議会会長
東京都社会教育委員の会議議長
平成15年全国社会教育委員連合会長

社会教育の魅力に取りつかれて、かれこれ四〇年になる。当初、全ての子どもへの健やかな成長を祈り、その実現を求めて社会福祉の分野を専攻したものの、当時の社会福祉は何か「対症療法」的で、今一つ馴染めなかつた。確かに、児童養護施設に住み込んでみたり、スラム街でのセツルメントに顔を突っ込んでみたり、の、何か今一つ物足りなかつた感があった。そんな折り、社会教育との出会いがあり、地域づくりを、住民の共同学習の組織化を行いつつ展開する仕事に魅了された。中でも、社会教育法第三条の「实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」という規定と同第二〇条の公民館の「实际生活に即する教育……を行い、…社会福祉の増進に寄与することを目的とする」規定こそ、

自分が求めていた理想ではないか、その理念を具現化することにより、「貧困の世代継承」も断ち切れるし、共に生きる地域を構築できるのではないかと、若き日の心を躍らせたものであった。

それから四〇年、自分が研究上の、かつ実践上のテーマとしてきた「社会教育と地域福祉」においては、地域福祉が社会福祉分野でメインストリーミング（主流）になり、住民参加による福祉の街づくりとそのための共に生きる主体性の形成が大きな課題となり、地域における福祉教育の発展が大きな課題となつてい

それに比し、昨今の社会教育が今一つ「元気がない」と思うのは私の認識不足から来るものであろうか。行政政策的にも、社会的にも、あらゆる面で「事実、数字に基づいた評価」が隆盛の今日、社会教育行政がそれ

に見合う「数字と事実」を明らかにすることの困難さを理解はするものの、社会教育が元気がないのはなぜなのであろうか。それとは別の次元において、地方分権、規制緩和の今日こそ、地域住民の主体性が問われることでもあり、かつあらゆる行政が情報公開と住民参加による施策化、計画化を考える今日こそ、社会教育法第三条、二〇条が大きくクローズアップされてこないといけないのではないか。

改めて、社会教育の魅力の今日の意味を問いなおすとともに、その推進における住民代表としての社会教育委員の役割を考え、大いに期待をしたい。

奈良だより

こころを通わせる勤労

家事労働を例に

奈良県社会教育委員連絡協議会

会長 高橋 史郎

奈良でおあいしましょう

今秋一〇月八・九・一〇日の三日間、第四五回全国社会教育研究大会を千三百年の古都奈良市で開催します。『新しい社会の創造をめざして』

このころ思うこと

ところで、子どもの問題行動の多発化、凶悪化、低年齢化が教育上の最大の課題になっています。

その原因は何所にあるのでしょうか。それは、我が国の教育が特に戦後

『働くことの大切さ』を、教育の目標と内容から除外し、等閑に付し、

忘れてきたことにあるといえないでしょうか。

我が国はこの五〇年ばかりの間に産業構造が大変換し、農林漁業や商業をはじめとする自営業が極度に減少し、殆どの家庭がサラリーマン化し、職住分離、核家族化、都市生活化が進み、家庭内労働の機械化・省力化も徹底されるようになりました。

かつて子どもは大切な家庭内の労働力でした。学校から帰ると、水汲み、庭掃除、使い走り、子守りは普通であり、農繁期や商家の節季には子どもなりに割り与えられる仕事があり、大いに働いたものでした。働

く中で、生活の苦勞や厳しき、皆で力を出し合って仕事を成し遂げていく楽しさを体験しましたし、何よりも生活の知恵や要領や技術を身につ



けることが出来ました。そして長幼上下を問わず、共に働くもの同士の細やかな心の交流が、連帯感や生活共同体意識を育んでいきました。勿論、寒暑等避けがたい自然の猛威、苦しい暮らし、激しい労働のもと、子どもに接する親の態度は今日よりはるかに厳しいものではありましたが、子どもには、親の働く姿から家族を支え幸せを願う親の気持ちは十分に通じていて、親や家族への信頼は、揺るぎないものでした。親も、つい口では子どもに当たりながらも、子どもの成長や仕事を果たそうとする姿に喜びと期待を抱いていました。だからこそ親は子を『子宝』と思いい、子は親を心から信頼し愛着を感じたのでした。そこには、親子の切つても切れない「絆」がありました。

今、家庭の教育力が低下し、子どもの反抗や非行が問題視されて久しいが、その一因として、親と子が、共通の生活の場、一緒にする作業を失って、心を通わせなくなったからだと気付いている人は少ないのではないだろうか。

子どもは能力開発の美名の下、ただひたすらに勉強を強いられ、親は親、子どもは子どもと、家族がばら

北から南から

新潟

おおきなうねりのなかで

新潟県社会教育委員連絡協議会

会長 尾 嶋 静



改革という名の大きな時代の流れに沿って新潟県でも市町村合併に向けて動きがピッチをあげている。ゴールラインとして設定された平成一七年度末の段階では、現在百十を数える県内の市町村が三分の一程度まで減るものとみられている。

市町村地図の変容は県社会教育委員連絡協議会の組織・運営面に大きな影響がある。市町村社教委の定数減は必至で、県社連の財政を支える大きな柱となっている市町村負担金の減も予想される。市町村合併というとても大きくうねりのなかでどう舵(かじ)をとるか―県社連は大変にきびしい状況の中にある。では「ゴールライン」が目の前に

迫ってきた平成一五年度現在の新潟県社連の姿はどうか。事業計画・予算を横目で見ながらいつまんで紹介しよう。

〈組織・会員〉全国五番目の広い県ということから上越、中越、下越の各ブロックに地区社連を設置している。会員は九百九二人。前年度比三人の微増。

〈予算〉計上額は二百五〇万円。収入の内訳は会費(全会員が年額五百円納入)四九万六千円、市町村分担金八七万四千円、県補助四五万円など。構成比は各二〇%、三五%、一八%となる。

〈事業〉県社会教育研究大会・新任社教委研修会の開催(各年一回)。

県社連会報・研究紀要の発行。

：ざっとこのようになる。

大海を行く船に例えてみるなら「新潟県社連丸」は総出力九百九二馬力、それを下支えるのは会費、分担金、県補助という三つのエンジンということになるか。大合併への流れの中で、わが「社連丸」も総出力、エンジン構造など各面で新しい対応を迫られている。

このためこの七月「県社連の運営等に関する検討委員会」を設置し、会の組織、事業、財務など各面からの見直し、検討に入った。新しい船を建造するぐらいの覚悟と気構えが求められることになりそうだ。

元新潟日報常務取締役

教育関係者必読

インターネット時代の著作権

もうひとつの「人権」

岡本 薫 著

定価1,700円(税別)

入門書として最適

生涯学習社会の社会教育改訂版

—社会教育委員必携—

伊藤俊夫 編

定価1,200円(税別)

愛知

第二回の社会教育委員調査を終えて

愛知県社会教育委員連絡協議会

会長 太田 清美

本会では、昨年八月に県内の社会教育委員全員を対象とするアンケート調査を実施し、本年五月に『社会教育委員からのメッセージⅡ―第2次調査報告―』と題した調査報告書を発刊しました。

といいますのも、五年前にも同様の調査を行い、調査報告書『社会教育委員からのメッセージ』を発刊し、「委員の活動は必ずしも活発とはいえない」という分析結果を得たため、平成一三年度に活性化委員会を立ち上げたからです。また、前回の調査以降、社会教育法が二度改正され、県内の市町村では社会教育委員に関する条例等の改正に取り組みつつあり、その実態を把握することもねら

いのひとつでした。そして、中央研修会や地区研修会の充実を図りながら、活性化委員会での今回の調査の準備を進めてきました。

さて、今回の調査結果について報告書では、「委員の構成と課題」「委員の会議状況と課題」「他組織との課題」「法改正後の動向と課題」「委員の活動・研修と県社連の役割と課題」の五項目にまとめました。

その内容に若干触れてみますと、委員の構成では、「充て職」の廃止や女性委員の積極的な登用、一部公募制の採用など注目すべき動きがありますが、さらに、若い世代からも委員を登用するなど、委員の構成や経験年数のバランスにもまだまだ配慮



が必要です。また、教育委員会からの諮問に対する答申、社会教育委員の側からの提言も、前回調査より若干増加傾向にあります。諮問の有無にかかわらず研修を積み重ねながら、地域の切実な問題について、継続的に提言をしていきたいものです。今後は、平成一七年に向けて市町村合併の動きが加速されていくものと思われまます。それぞれの地域の社会教育が市町村合併によって衰退することのないよう、委員がどう対応していくかが本会の今後の大きな課題となっており、一層の研究研修に取り組んでいくつもりです。

元中学校長・岡崎市教育委員

北から南から

ハンディな用語集

生涯学習・社会教育実践用語解説

伊藤俊夫 編

定価1,800円 (税別)

好評まちづくりシリーズ

市民が主役のまちづくり

生涯学習で人が元気まちが元気

福留 強 著

定価1,200円 (税別)

「公民館の設置及び運営に関する基準」が全部改正されました

経緯

公民館の設置及び運営に関する基準は、昭和三四年に文部省告示として出され、現在まで四〇年以上にわたって、市町村が公民館の事業を達成、遂行する上での基準として、また国や道府県が市町村の公民館を指導・助言・援助する上でのガイドラインの役割を果たしてきたところであり、その結果、全国各地に一定の水準を備えた公民館が数多く建設されたことは、この基準の果たした役割として評価できるところである。

しかし近年、この基準の規定が画一的、定量的であるとして、各種の答申等でその見直しが求められてきた。公民館は地域に密着した施設として、画一的かつ詳細な基準を定めることは適当ではないというわけである。

文部科学省では、平成一四年一一

月に見直しのための検討会を設置。検討の結果、一五年六月六日付で基準の全部改正を行った。

見直しのポイント

一 大綱化、弾力化

昭和三四年告示の基準では、施設に関する規定において、建物の面積や備えるべき施設（講堂、会議室、図書室、展示室等）が個別具体的に規定されていた。これに対して、新しい基準では、すべて「地域の実情に応じて必要な施設を備える」(第九条第一項)こととし、規定が大綱化・弾力化された。

二 時代の変化に伴う新たな役割

① 地域の学習拠点として

地域の学習拠点としての役割を明確にし、民間団体や関係行政機関と共同で講座を企画・立案するなどして、多様な学習機会の提供に努める

よう、新たな規定を追加(第三条第一項)。またインターネットなどを活用し学習情報の提供に努めるよう、新たな規定を追加(第三条第二項)。

② 家庭教育支援の拠点として

平成一三年の社会教育法の一部改正により、家庭教育の支援が教育委員会会の事務として明記されたことを踏まえ、公民館においても、家庭教育の支援に努めるよう、新たに規定を追加(第四条)。

③ 奉仕活動・体験活動の推進

平成一三年の社会教育法の一部改正、平成一四年の中教審の答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策」を踏まえ、公民館においても、奉仕活動、体験活動に関する学習機会、学習情報の提供に努めるよう、新たに規定を追加(第五条)。

④ 地域の実情を踏まえた運営

夜間開館の実施など、開館日、開館時間の設定にあたっては、地域住民の便宜をはかるよう、新たに規定を追加(第七条第二項)。

⑤ 施設及び設備

高齢者、障害者、乳幼児の保護者その他さまざまな人の利用の促進を図るため必要な施設を備えるよう、新たに規定を追加(第九条第二項)。

三 その他

公民館職員の資質・能力の向上を図るため、研修機会の充実に努めるよう、新たに規定を追加(第八条第三項)。また、事業水準の向上や公民館の目的達成のため、自己点検・自己評価に努めるよう新たに規定が追加(第十条)された。

近日刊行

「社教情報」No.49

特集 いま青少年について考える

定価 1部 350円

近日刊行

豊かな体験が青少年を育てる
—学校・地域・家庭の連携・協力—

伊藤俊夫 編

定価 未定

発行 (財) 全日本社会教育連合会

TEL 03-3580-0608

文部科学省告示「公民館の設置及び運営に関する基準」平成一五年六月六日

(趣旨)

第一条 この基準は、社会教育法第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

二 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(対象区域)

第二条 公民館を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(第六条第二項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域)の学習拠点としての機能の発揮

第三条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体、関係行政

機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

二 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第四条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第五条 公民館はボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校・家庭及び地域社会との連帯等)

第六条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連帯の推進に努めるものとする。

二 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

三 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

四 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

二 公民館は、開館日及び開館時間の設定にあたっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第八条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

二 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、

かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

三 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第九条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

二 公民館は青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第十条 公民館は、事業の水準の向上をはかり、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

「社教連」だより

平成一五年度

第一回総会、理事会開催される

平成一五年度第一回「社教連」総会が、去る五月九日(金)、近藤信司文部科学省生涯学習政策局長を来賓に迎え、ホテルフロラシオン青山で開催されました。

総会では、①平成一四年度事業報告・決算報告、②平成一五年度事業計画案・予算案、③平成一五年度全国社会教育研究大会(奈良大会)の開催要項が審議され、いづれも原案

どおり可決承認されました。

さらに、平成一六年度の全国研究大会は平成一六年一〇月二七日(水)～二九日(金)、群馬県前橋市において開催されることが決定しました。

また任期満了に伴う役員の変更が行われ、新会長に大橋謙策氏(東京都)が選任されました。副会長その他の役員は、下表のとおりです。

さいたま市が「社教連」に入会

平成一五年四月から政令指定都市となったさいたま市の社会教育委員会(西 眞平議長)が、新たに

平成16年度 社会教育研究大会(予定)

全国大会・兼関東甲信越静地区大会(群馬大会)

期日 平成16年10月27日(水)～29日(金)

場所 群馬県前橋市 群馬県民会館ほか

北海道地区(七飯大会)

期日 平成16年10月7日(木)～8日(金)

場所 北海道(渡島管内)七飯町(文化センターほか)

東北地区(山形大会)

期日 平成16年10月

場所 山形県内

東海北陸地区(福井大会)

期日 平成16年10月

場所 福井県敦賀市内

近畿地区(京都大会)

期日 平成16年9月14日(火)～15日(水)

場所 京都府亀岡市内

中国・四国地区(広島大会)

期日 平成16年8月26日(木)～27日(金)

場所 広島県呉市 文化ホールほか

九州地区(長崎大会)

期日 平成16年11月11日(木)～12日(金)

場所 長崎県長崎市 長崎ブリックホールほか

「社教連」に入会、総会において紹介されました。これで「社教連」の

正会員は都道府県が四七団体、政令指定都市が二三団体、東京都市町村(多摩地区)一団体の計六一団体に なりました。

「社教連」の財政運営

総会に先立って第一回理事会が開催されました。理事会では特に平成一五年度以降の「社教連」の財政運営について協議が行われ、つぎのとおり申し合わせが行われました。

・基本的な考え方

「社教連」の財政運営は、基本金利子の減少、国庫補助金の削減・切り等により、今後、大変困難な状況を迎えることになる。

また、各都道府県連の運営も、市町村合併による市町村数の減少と、それに伴う社教委数の減によって、大幅な見直しに迫られることになる。

このような状況の中で、「社教連」の会費の値上げを依頼することは、きわめて困難である。

平成一五～一七年度は、できるだけ経費の節減を図って運営に当たり、全国大会、地区大会は、従前どおり実施する。

・一八年度以降の運営については、

平成一五・一六年度 (社)全国社会教育委員連合役員

専務理事	小杉山 清
理事	村田 仁美(北海道)
"	堀川 英俊(岩手県)
"	舛田 忠雄(山形県)
"	蛭田 道春(神奈川県)
"	片山 満徳(三重県)
"	馬野 一司(福井県)
"	福知 正温(京都府)
"	田部 保富(島根県)
"	池田 秀男(広島県)
"	松本 正(熊本県)
"	立岡 誠(長崎県)
"	野垣 義行(横浜市)
"	齋藤健次郎(栃木県)
"	渡邊富美夫(埼玉県)

市町村合併の結果による都道府県連の状況を見ながら、理事会等において協議する。

